

日銀業第478号  
平成26年7月30日

国債振替決済制度参加者  
国債振替決済制度間接参加者 御中  
国債振替決済制度外国間接参加者

日本銀行業務局

債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う  
国債振替決済制度の移行時の取扱い等について

平成28年1月1日に、債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）にかかる関係法令が施行されます。日本銀行では、国債振替決済制度の参加者、間接参加者および外国間接参加者における準備作業の参考にして頂くため、今般、国債振替決済制度の移行時の取扱いおよび日本銀行への報告事務の変更点について別添のとおり取り纏めましたので、お送りします。

—— 税制改正に伴う国債振替決済制度の変更点については、「債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う国債振替決済制度の変更点等について」（平成25年7月30日付日銀業第637号）<sup>1</sup>をご覧ください。

なお、本通知の内容は、新日銀ネット第2段階開発分が税制改正の施行以前に稼動開始することを前提に、現時点における情報を基に作成しています。今後変更することもあり得ますので、予めご了承ください。所要の規程改正等については、改めてご連絡します。

—— 新日銀ネット第2段階開発分の稼動開始候補日は、平成27年10月13日（予備日：平成27年11月24日）としています（「新日銀ネット第2段階開発分の稼動開始の候補日について」（本年5月9日公表資料）ご参照）。新日銀ネットの仕様等については、「新日銀ネットの入出力イメージ・コード等の詳細について（全面稼動開始後）」（平成25年9月30日公表資料）をご覧ください。

<本件に関する照会先>

業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111（代表）

安西（内線：6071）、伊勢本（内線：6148）

以 上

<sup>1</sup> 日本銀行のホームページ「業務上の事務連絡」—「国債振替決済制度関連」—「通知類」（<http://www5.boj.or.jp/furiketsu/tuuchi/furi1307a.pdf>）に掲載しています。

債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う  
国債振替決済制度の移行時の取扱い等について

<目次>

1. 概要
2. 種別・内訳区分
  - (1) 種別・内訳区分の新設
  - (2) 種別・内訳区分の廃止
3. 振替制限
4. 残高移管
  - (1) 日本銀行による残高移管
  - (2) 参加者による残高移管
5. 新規記録
6. 日本銀行への報告事務の変更点
  - (1) 国債振替決済配分利子税区分別内訳報告表
  - (2) 国債振替決済非課税制度別内訳額報告表
  - (3) 国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表
  - (4) 国債振替決済業態別内訳額報告表  
  - (別紙1) 残高移管等の全体像
  - (別紙2) 国債振替決済元利金配分額内訳報告表
  - (別紙3) 国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表
  - (別紙4) 国債振替決済業態別内訳額報告表

## 1. 概要

平成28年1月1日の債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）後は、特定公社債<sup>1</sup>の利子および特定割引債<sup>2</sup>の償還金<sup>3</sup>（以下これらを「利子等」といいます。）にかかる源泉徴収事務は、顧客に利子等の配分を行う口座管理機関が行うこととなります。国債においては、参加者または間接参加者が、国債権者に利子等の配分を行う際に、源泉徴収が適用される国債について所得税を徴収し国に納付することとなります（現行は、発行者＝国の代理人である日本銀行が源泉徴収事務を行っています。）。

日本銀行では、この源泉徴収義務者の変更をはじめとする今般の税制改正を受け、国債振替決済制度における種別・内訳区分の新設や廃止を行うほか、種別・内訳区分間の振替制限を、一部を除き廃止します。

—— 例えば、参加者口座の預り口については、現行、源泉徴収の適用有無等に応じ、預り口Ⅰ～Ⅲの内訳区分を設けていますが、税制改正後は、参加者口座の預り口に記録されている国債は参加者または間接参加者が源泉徴収義務者となるため、当該国債について、日本銀行が源泉徴収の適用有無を把握する必要はなくなります。このため、預り口Ⅰ～Ⅲを預り口Ⅰに一本化します（なお、制度移行後の適宜の時期に、預り口Ⅰの名称を「預り口」に変更する予定です。）。

こうした国債振替決済制度の変更に伴い、参加者は、平成28年6月20日を最終的な期限とする移行期間内に、参加者口座における課税口から非課税口への振替等<sup>4</sup>の残高移管を完了させる必要があります（残高移管等の全体像は別紙1参照）。この残高移管については、後述4. のとおり、参加者口座の多

---

<sup>1</sup> 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第5号。以下「改正法」といいます。）による改正後の「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号。以下「租特法」といいます。）第3条第1項第1号に規定する特定公社債をいいます。国債については、すべての国債が特定公社債に該当します。

<sup>2</sup> 改正法による改正後の租特法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債をいいます。国債については、すべての割引国債および分離国債（分離元本振込国債および分離利息振込国債をいいます。以下同じです。）が特定割引債に該当します。

<sup>3</sup> 分離利息振込国債の利子を含みます。

<sup>4</sup> 例えば、参加者口座の預り口については、預り口Ⅱ・Ⅲの残高を預り口Ⅰに移管します。

くの部分は、平成28年1月1日以後同年6月20日にかけて利払日<sup>5</sup>に順次、日本銀行において行いますが、一部の残高移管は、参加者自身で行う必要があります。

—— また、日本銀行において残高を移管する予定の種別・内訳区分について、参加者自身で先行して移管することも可能です。

—— 本稿では、参加者口座の残高移管について説明しますが、間接参加者口座、外国間接参加者口座および顧客口座においても、各口座管理機関が税制改正後の源泉徴収事務や顧客の課税ステータスの管理等を適切に行う観点から必要な振替等を行うようお願いいたします。なお、間接参加者口座、外国間接参加者口座および顧客口座についても、参加者口座とほぼ同様の口座体系の変更を行います。

本稿では、種別・内訳区分の新設や廃止、残高移管等の国債振替決済制度の移行時の取扱いとともに、国債振替決済制度に関する規則（以下「振替規則」といいます。）第41条に基づき日本銀行に提出頂く報告書類の変更点についても、現時点の予定を説明します。

## 2. 種別・内訳区分

国債振替決済制度における口座体系の変更（参加者口座における種別・内訳区分の新設・廃止）は、以下のとおり行います。なお、各種別・内訳区分に記録する国債については、「債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う国債振替決済制度の変更点等について」をご覧ください。

### （1）種別・内訳区分の新設

平成27年12月21日<sup>6</sup>に、以下の種別・内訳区分を新設します。

<sup>5</sup> 利子支払期日が休業日でない場合には同期日を、利子支払期日が休業日である場合には同期日の翌営業日をいいます。以下同じです。

<sup>6</sup> 現行税制下での最後の利払いが全ての利付国債について終了する日。

種別	内訳区分
日銀源泉徴収口	自己口Ⅲ・Ⅳ
日銀源徴分別口	自己口Ⅲ
特別課税口	自己口Ⅰ・Ⅱ、預り口Ⅰ
特別課税分別口	自己口Ⅰ
特別課税信託口	自己口Ⅰ・Ⅱ

—— 特別課税口、特別課税分別口および特別課税信託口については、現行の種別に、それぞれ上表の右欄に掲げる内訳区分を新設します。

## (2) 種別・内訳区分の廃止

平成28年6月21日に、以下の種別・内訳区分を廃止します。

—— これらの種別・内訳区分は、後述4.の残高移管を円滑に行うため、税制改正後も平成28年6月20日<sup>7</sup>まで一時的に存続させ、その翌営業日に廃止します。

種別	内訳区分
種別名なしの種別	自己口Ⅲ・Ⅳ <sup>8</sup> 、預り口Ⅱ・Ⅲ
参加者分別口1～9 <sup>9</sup>	自己口Ⅲ・Ⅳ、預り口Ⅱ・Ⅲ
分別管理口	自己口Ⅲ
信託口1～4	自己口Ⅲ・Ⅳ
決済口	自己口Ⅲ
通期課税口	自己口Ⅲ・Ⅳ
非居住者等口	預り口Ⅰ・Ⅲ
供託口	預り口Ⅲ
政府担保口	預り口Ⅲ
執行等口	預り口Ⅱ・Ⅲ
金融再生勘定 早期健全化勘定 危機対応勘定	自己口Ⅲ・Ⅳ

<sup>7</sup> 税制改正後、初回の利払いが全ての利付国債について終了する日。

<sup>8</sup> 日本銀行の参加者口座に限っては、種別名なしの種別の自己口Ⅳを平成28年6月21日以後も存続させます。

<sup>9</sup> 新日銀ネット第2段階開発分の稼働開始後、日本銀行に対し設定の申出をした参加者の参加者口座に設定する種別。

種別	内訳区分
機能強化勘定 被害回復勘定 地域活性化勘定 東日本再生勘定	
特別課税口	預り口Ⅲ

—— 通期課税口および非居住者等口については、種別自体を廃止します。

—— なお、平成28年1月1日から同年6月20日までの間、上表に掲げる種別・内訳区分に記録されている国債について、日本銀行は源泉徴収を行いません<sup>10</sup>（システム上、所得税率を0%とします）。

### 3. 振替制限

平成27年12月21日に、現行の種別・内訳区分間の振替制限<sup>11</sup>を廃止します。ただし、特別課税国債については、現行同様の振替制限を存続させます。

—— 割引国債（国庫短期証券を含みます。）および分離国債（以下「割引国債等」といいます。）についても、同日以後、日銀源泉徴収口、日銀源徴分別口および信託口5の自己口Ⅲ・Ⅳへの記録が可能となります。また、利付国債について、信託口5の自己口Ⅰへの記録も可能となります。

—— なお、口座管理機関においては、参加者口座における振替制限の廃止後も、顧客の課税ステータスの管理等（利付国債（非課税貯蓄分）の管理を含みます。）を引続き適切に行って頂くほか、振替等に当っては、法令に反することがないように十分留意してください。

<sup>10</sup> 税制改正後、日本銀行が源泉徴収を行う国債は、日銀源泉徴収口の自己口Ⅲ・Ⅳ、日銀源徴分別口の自己口Ⅲ、信託口5の自己口Ⅲ・Ⅳおよび特別課税種別の自己口Ⅲ・Ⅳに記録されるもののみであり、限定的になると見込まれます。

<sup>11</sup> 例えば、現行は、利子計算期間の途中での課税口（自己口Ⅲ、自己口Ⅳおよび預り口Ⅲ）から非課税口（自己口Ⅰ、自己口Ⅱおよび預り口Ⅰ）への振替を禁止しています。

#### 4. 残高移管

平成28年6月20日を最終的な期限とする移行期間内に、以下のとおり残高移管にかかる振替を行います。参加者においては、同日業務終了時に、前述2.(2)の廃止する種別・内訳区分に国債が記録されていることがない(残高がゼロとなる)よう十分留意してください。

##### (1) 日本銀行による残高移管

日本銀行は、平成28年1月1日以後同年6月20日にかけて、利払日が到来した銘柄から順次、当該利払日に、以下の振替を行います。

— なお、参加者は、日本銀行による振替日(平成28年1月1日以後最初に到来する各銘柄の利払日)以後、当該銘柄について、振替元(払出)口座への増額の記録は行わないようお願いします。

振替元(払出) <sup>12</sup>		振替先(受入)	
種別	内訳区分	種別	内訳区分
通期課税口および非居住者等口以外	自己口Ⅲ	振替元の種別と同じ	自己口Ⅰ
〃	自己口Ⅳ	〃	自己口Ⅱ
〃	預り口Ⅱ	〃	預り口Ⅰ
〃	預り口Ⅲ	〃	預り口Ⅰ
通期課税口	自己口Ⅲ	種別名なしの種別	自己口Ⅰ
〃	自己口Ⅳ	〃	自己口Ⅱ
非居住者等口	預り口Ⅰ <sup>13</sup>	種別名なしの種別	預り口Ⅰ
〃	預り口Ⅲ	〃	預り口Ⅰ

##### (2) 参加者による残高移管

イ、参加者による振替が必要なもの **必須**

参加者は、以下の①から③までの振替を、平成27年12月21日以後それぞれ①から③までに記載する日までに行ってください。

<sup>12</sup> 日銀源泉徴収口の自己口Ⅲ・Ⅳ、日銀源徴分別口の自己口Ⅲ、信託口5の自己口Ⅲ・Ⅳ、執行等口の自己口Ⅲ・Ⅳおよび特別課税種別の自己口Ⅲ・Ⅳを除きます。

<sup>13</sup> ただし、分離国債は日本銀行による残高移管の対象外であるため、後述(2)イ、③のとおり、参加者自身で種別名なしの種別の預り口Ⅰへの振替を行ってください。

- ① 平成28年1月1日以後最初に到来する各銘柄の利払日の前営業日までに行う振替

振替元（払出）・対象国債	振替先（受入）
分別管理口、信託口1～5、執行等口および特別課税種別以外の種別の自己口ⅢまたはⅣに記録されている利付国債のうち、 <u>日本銀行が源泉徴収を行うもの</u>	日銀源泉徴収口の自己口ⅢまたはⅣ
分別管理口の自己口Ⅲに記録されている利付国債のうち、 <u>日本銀行が源泉徴収を行うもの</u>	日銀源徴分別口の自己口Ⅲ
信託口1～4の自己口ⅢまたはⅣに記録されている利付国債のうち、 <u>日本銀行が源泉徴収を行うもの</u>	信託口5の自己口ⅢまたはⅣ
信託口5の自己口ⅢまたはⅣに記録されている利付国債のうち、 <u>日本銀行が源泉徴収を行わないもの</u>	信託口5の自己口ⅠまたはⅡ
特別課税種別の自己口ⅢまたはⅣに記録されている特別課税国債のうち、 <u>日本銀行が源泉徴収を行わないもの</u>	特別課税種別の自己口ⅠまたはⅡ

- ② 各銘柄の償還日<sup>14</sup>（分離利息振込国債の場合には利払日）の前営業日まで（ただし、償還日の前営業日が平成28年6月21日以後である場合には、同年6月20日まで）に行う振替

振替元（払出）・対象国債	振替先（受入）
分別管理口、信託口1～5および執行等口以外の種別の自己口ⅠまたはⅡに記録されている割引国債等のうち、 <u>日本銀行が源泉徴収を行うもの</u>	日銀源泉徴収口の自己口ⅢまたはⅣ
分別管理口の自己口Ⅰに記録されている割引国債等のうち、 <u>日本銀行が源泉徴収を行うもの</u>	日銀源徴分別口の自己口Ⅲ

<sup>14</sup> 償還期日が休業日でない場合には同期日を、償還期日が休業日である場合には同期日の翌営業日をいいます。



振替元（払出）・対象国債	振替先（受入）
信託口 1～5 の自己口 I または II に記録されている割引国債等のうち、 <u>日本銀行が源泉徴収を行うもの</u>	信託口 5 の自己口 III または IV

③ 平成 28 年 6 月 20 日までにを行う振替

振替元（払出）・対象国債	振替先（受入）
非居住者等口の預り口 I に記録されている分離国債	種別名なしの種別の預り口 I

ロ、参加者による振替が可能なもの 任意

前述（1）の振替については、平成 27 年 12 月 21 日の振替制限廃止後は、日本銀行による振替を待たずに、参加者自身で残高移管にかかる振替を行うことが可能です。

また、制度移行に伴う作業の平準化の観点から、希望する参加者においては、平成 27 年 7 月以後同年 12 月 18 日（振替制限廃止日の前営業日）までの間、現行税制下での最後の利払いが終了した利付国債（初期利子支払期日が平成 28 年 1 月以後となる利付国債を含みます。以下「新税制適用銘柄」といいます。）について、現行の振替制限の下で、残高移管を行うことも可能とします。具体的には、種別名なしの種別の預り口 II・III に記録されている新税制適用銘柄について、当該銘柄の利子支払期日およびその翌日（利子支払期日およびその翌日がいずれも休業日に当たる場合には、その翌営業日。以下「利子支払期日等」といいます。）に限り、種別名なしの種別の預り口 I への振替を行うことを認めます<sup>15</sup>。

<sup>15</sup> ただし、個人向け国債について預り口 I への振替を行った場合であっても、中途換金を行う際の払出先口座区分は、平成 27 年 12 月 18 日（振替制限廃止日の前営業日）までの間、自己口 III または預り口 III とする必要があります（中途換金日が利子支払期日等である場合を除きます。）。

## 5. 新規記録

平成27年7月以後、新税制適用銘柄（個人向け国債を含みます。）については、発行時経過利子からの税相当額の控除が廃止となります。したがって、新税制適用銘柄について新規記録を行う場合には、課税主体が当該銘柄を取得する場合であっても、参加者口座の非課税口へ新規記録を行ってください<sup>16 17</sup>。また、平成28年1月以後は、前述2.（2）の廃止する種別・内訳区分に新規記録を行わないようお願いします。

## 6. 日本銀行への報告事務の変更点

振決規則第41条に基づき、参加者から日本銀行へ提出頂く報告書類について、以下のとおり変更する予定です（書式はいずれも現時点の予定であり、今後変更することがあり得ます。）。

### （1）国債振替決済配分利子税区分別内訳報告表（振決規則第16号書式）

源泉徴収義務者の変更や償還時源泉徴収の導入等に伴い、書類名を「国債振替決済元利金配分額内訳報告表」としたうえで、報告内容を変更します（変更後の書式は別紙2参照）。

—— 平成27年12月支払分（平成28年1月10日までに提出）までは旧書式による報告、平成28年1月支払分（同年2月10日までに提出）からは新書式による報告となります。

---

<sup>16</sup> ただし、個人向け国債について非課税口への新規記録を行った場合であっても、中途換金を行う際の払出先口座区分は、平成27年12月18日（振替制限廃止日の前営業日）までの間、自己口Ⅲまたは預り口Ⅲとする必要があります（中途換金日が利子支払期日等である場合を除きます。）。

<sup>17</sup> 新日銀ネット第2段階開発分の稼動開始後は、新税制適用銘柄について、課税口へ新規記録を行っても税相当額は控除されない仕様となるため、現行同様、課税口への新規記録も可能となります。なお、平成27年7月から新日銀ネット第2段階開発分の稼動開始までの間、新税制適用銘柄について、課税口へ新規記録を行った場合には、システム上、発行時経過利子から税相当額が控除されるため、別途経過利子の追加払込を行う必要が生じます。

## (2) 国債振替決済非課税制度別内訳額報告表（振決規則第17号書式）（廃止）

源泉徴収義務者の変更に伴い、日本銀行への報告を取り止めます。

- 最終の報告は、平成26年度末分（平成27年4月15日までに提出）となります。

## (3) 国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表（新規）

非居住者等非課税制度の適用を受ける振決国債の残高等を把握するため、年度末時点において自己の参加者口座に記録されている租税法第5条の2の適用を受ける振決国債の残高および当該国債にかかる利子額の年度累計を、新たに報告して頂くものです。毎年4月15日までに、前年度分の計数を日本銀行に提出（書式は別紙3参照）してください。

- 初回の報告は、平成27年度末分（平成28年4月15日までに提出）となります。ただし、初回に限っては、残高のみの報告となります（利子額の年度累計の記載は不要です。）。

- 自己の下位機関である間接参加者分または外国間接参加者分を含めて報告してください。

- なお、年度末時点において該当する国債が自己の参加者口座に記録されていない場合または当該国債にかかる利子額の年度累計がゼロである場合であっても、報告を行って頂きます。

## (4) 国債振替決済業態別内訳額報告表（振決規則第18号書式）

国債振替決済制度の口座体系の変更等に伴い、報告内容を簡素化します（変更後の書式は別紙4参照）。

- 平成27年12月末分（平成28年1月15日までに提出）までは旧書式による報告、平成28年3月末分（同年4月15日までに提出）からは新書式による報告となります。

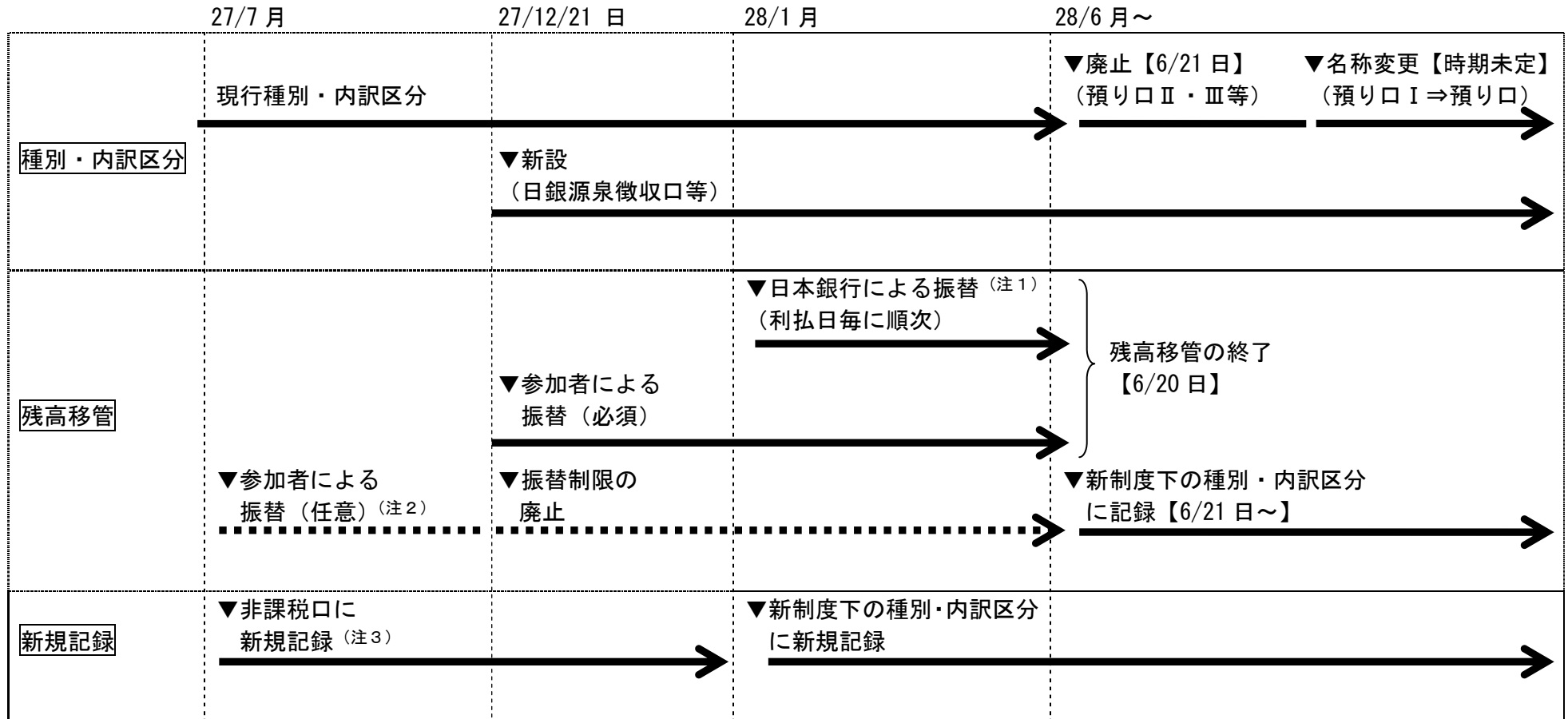
- ただし、平成28年3月末分の報告時には、預り口Ⅰおよび預り口Ⅲが併存しているため、預り口Ⅲの残高を預り口Ⅰの残高に加算し、新書

式の「預り口」欄に記載してください。

—— なお、本書式変更在先立ち、新日銀ネット第2段階開発分の稼働開始時に、本報告の対象となる振込国債から供託口および執行等口に記録されているものを除外する予定です（書式の変更はありません。）。

以 上

残高移管等の全体像



(注1) 日本銀行による振替後は、当該振替にかかる振替元(払出)口座への増額の記録は不可。

(注2) 参加者が希望する場合には、日本銀行による振替を待たず自ら残高移管を進めることも可能。ただし、12/18日までは、新税制適用銘柄について、利子支払期日等に限り、振替(種別名なしの種別の預り口Ⅱ・Ⅲから種別名なしの種別の預り口Ⅰへの振替に限る)が可能。12/21日以後は、全ての国債について、全ての営業日に、残高移管を行うことが可能。

(注3) 新税制適用銘柄が対象。新日銀ネット第2段階開発分の稼働開始後は、課税主体が取得する場合、課税口への新規記録も可能となる。

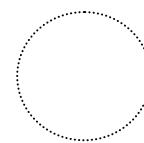
## 国債振替決済元利金配分額内訳報告表

(日付) \_\_\_\_\_

日 本 銀 行 御 中

(参加者)

印



振替参加者コード

( 月支払分)

## 1. 利付国債および分離利息振込国債

(単位：円)

摘 要		利子額	所得税額
利 付 国 債	自己口Ⅰ・自己口Ⅱ	A=B+C	
	居住者・内国法人分	B	
	非居住者・外国法人分	C	
	自己口Ⅲ・自己口Ⅳ	D=E+F	
	居住者・内国法人分	E	
	非居住者・外国法人分	F	
	預り口	G	
	調整額	H	
合計		I=A+D+G+H	
分 離 利 息 振 込 国 債	自己口Ⅰ・自己口Ⅱ	J	
	自己口Ⅲ・自己口Ⅳ	K	
	うち 内国法人分	L	
	預り口	M	
	合計	N=J+K+M	
物価連動国債の元本増加額		O	
合計		P=I+N+O	

## 2. 国庫短期証券および分離元本振込国債

(単位：円)

摘 要	償還額	所得税額
自己口Ⅲ・自己口Ⅳ		
うち 内国法人分		

- (備考)
1. 支払月の翌月10日までに提出する。
  2. この書式において、「利付国債」の「利子額」には物価連動国債の元本増加額を含まないものとし、「所得税額」には復興特別所得税額を含むものとする。
  3. 「利子額」および「償還額」は税込額(税額を含めた額をいう。以下同じ。)とし、間接参加者又は外国間接参加者に対する支払額も含める。
  4. 「利付国債合計」欄の「利子額」は、日本銀行から配分を受けた利付国債の利子額(税込額)と一致させる。この場合において、日本銀行から配分を受けた利子額(税込額)と顧客等への支払額(税込額)とが異なるときは、その差額を「調整額」欄に記入する。
  5. 「分離利息振込国債合計」欄の「利子額」は、日本銀行から配分を受けた分離利息振込国債の利子額と一致させる。
  6. 「物価連動国債の元本増加額」欄の金額は、日本銀行から配分を受けた物価連動国債の元本増加額と一致させる。なお、物価連動国債の利子額は「利付国債」の「利子額」に計上する。
  7. 「合計」欄の「所得税額」は、日本銀行が源泉徴収を行った利付国債および分離利息振込国債の利子にかかる所得税額と一致させる。
  8. 第24条の規定により所得税額の補正に伴う精算が行われた場合には、「所得税額」には、その補正後の所得税額を記入する。

## 国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表

( 年 3 月末現在)

(日付)

日本銀行 御中

(参加者)

(単位 千円&lt;千円未満切捨て&gt;)

国債残高 (全銘柄合計)	利子額 (年度初来累計)

- (備考) 1. 非居住者等非課税制度適用国債について、年度末現在で作成し、その翌年度の 4 月 15 日までに提出する (該当する国債残高または利子額がない場合であっても、提出する。)
2. 間接参加者分または外国間接参加者分がある場合には、これを含めて報告する。



国債振替決済業態別内訳額報告表  
( 年 月末現在)

(日付) \_\_\_\_\_

日本銀行 御中

(参加者)

振込参加者コード				
----------	--	--	--	--

(単位 百万円<百万円未満切捨て>)

口座区分	業態 国債名称等	金融商品 取引業者	信用金庫	信用組合	農林系統	個人	非居住者・ 外国法人	その他	合計
預り口									
	合計								

預り口Ⅰ・Ⅲは統合され、「預り口」のみとなります。ただし、平成28年3月末分の報告時には、預り口Ⅲの残高を預り口Ⅰの残高に加算し、本欄に記入します。

現行の内訳は廃止し、「非居住者・外国法人」に一本化します。

「長信銀」欄は削除します。

(単位 百万円<百万円未満切捨て>)

口座 区分	業態 国債名称等	都 銀	地 銀	信 託	地 銀 2	信 用 金 庫	金融商品 取引業者	生 損 保	個 人	非居住者・ 外国法人	その他	合 計
自 己 口 II												
	合 計											
自 己 口 IV												
	合 計											

預り口と同様、「非居住者・  
外国法人」に一本化します。

- (備考) 1. 四半期末現在で作成し、その翌月15日までに提出する。ただし、該当する国債残高がない場合には、提出しない。
2. 個人向け国債及び承継国債以外の振込国債（非居住者等口、供託口及び執行等口に記載又は記録がされているものを除く。）を対象とし、その国債の名称ごとの業態別の内訳額及び分離利息振込国債の業態別の内訳額を記入する。ただし、分離適格振込国債（「利付国庫債券（何年）」の内訳額と分離元本振込国債（「元利分離国庫債券（何年）」又は「分離国（何年）」の内訳額とはそれぞれ別に記入する。
3. 「国債名称等」欄には、分離元本振込国債及び分離利息振込国債以外の振込国債の場合にはその国債の名称を記入し、分離元本振込国債の場合には「元利分離国庫債券（何年）」又は「分離国（何年）」と記入し、分離利息振込国債の場合には「分離利息振込国債」と記入する。
4. 「金融商品取引業者」は、金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。

(備考) 2. の変更のうち、承継国債ならびに供託口および執行等口に記録されている振込国債の報告対象からの除外は、新日銀ネット第2段階開発分の稼働開始時に行う予定です。